

# 平成 30 年度 第 57 回全国七大学総合体育大会 ヨット競技

開催期日：平成 30 年 7 月 14 日(土)～平成 30 年 7 月 16 日(月)

開催地：北海道小樽市祝津ヨットハーバー

共同主催：北海道大学体育会、北海道セーリング連盟

大会運営：北海道大学体育会ヨット部

競技種目：国際 470 級、国際スナイプ級

## 帆走指示書

本帆走指示書の規則での[DP][SP][NP]の表記は、下記の通りとする。

[DP]は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができることを意味する。

[SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合には審問を経てプロテスト委員会の裁量によりペナルティーが決定される。これは RRS63.1 および A5 を変更している。標準ペナルティーを課された艇は、得点略語 STP を用いて記録される。これは RRS A11 を変更している。

[NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは RRS60.1(a)を変更している。

### 1.規則

1.1 本レガッタには『セーリング競技規則 2017-2020(以下「RRS」という)』に定義された規則を適用する。

1.2 『全日本学生ヨット連盟規約』、国際 470 級では『平成 30 年度 470 級学連申し合わせ事項』、国際スナイプ級では『平成 30 年度スナイプ級学連申し合わせ事項』を適用する。

1.3 RRS 41 に以下を追加する。

『(e)自チームの他艇からの情報。』

1.4 RRS 62.1(b)及び(d)に以下を追加する。

『ただし、相手艇または船舶が自チームの艇または自チームの支援艇である場合を除く。』

1.5 RRS 64.1(a)を以下の文に置き換える。

『ある艇が規則に違反した結果、同じチームの艇ではない他艇が規則に違反せざるを得なくなった場合、その他艇は免罪されなければならない。』

1.6 RRS 64.1 に以下を追加する。

『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触が無かった場合、RRS 第 2 章の規則違反は免罪されなければならない。』

1.7 SCIRA 規則の『国内選手権及び国際選手権大会の運営規定』は同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き、適用しない。これは艇による抗議及び救済要求の根拠とはならない。

### 2.競技者への通告

競技者への通告は、祝津ヨットハーバーヨットハウス 1 階の公式掲示板に掲示される。

### 3.帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 9:00 までに掲示される。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 18:00 までに掲示される。

### 4.陸上で発せられる信号 [NP]

4.1 陸上で発せられる信号は、「陸上本部」の「信号柱」に掲揚される。

- 4.2 [DP] 音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗掲揚後 30 分以降に発せられる。」ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。
- 4.3 「回答旗」が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」中の「1 分」を「30 分以降」と置き換える。これは RRS 「レース信号」を変更している。

## 5.日程

### 5.1 レース日程

日付		
7 月 15 日(日)	艇長会議 470 級第 1 レース予告信号掲揚予定時刻 スナイプ級第 1 レース予告信号 第 2 レース以降	8:20 10:00 10:05 引き続き
7 月 16 日(月)	艇長会議 470 級その日最初の予告信号掲揚予定時刻 引き続きレースを行う。	8:20~8:40 10:00

- 5.2 本レガッタは最大 8 レースを予定する。
- 5.3 1 つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低 5 分以前に、音響 1 声とともに「スタート信号船」(以下:「信号船」)にオレンジ旗を掲揚する。
- 5.4 7 月 15 日は 16:00、7 月 16 日は 13:00 を超えて予告信号が発せられることはない。

## 6.クラス旗

クラス旗は、次の旗を用いる。  
 国際 470 級: 470 旗  
 国際スナイプ級: スナイプ旗

## 7.レース・エリア

【添付図 A】にレース・エリアの位置を示す。

## 8.コース

- 8.1 【添付図 B】の見取図は、各レグ間のおおよその角度、通過すべきマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 信号船に予告信号以前に、帆走するコースと最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

## 9.マーク

- 9.1 マーク 1、2、3、4(4s/4p)は、数字で 1、2、3、4 と表示された「オレンジ色の三角錐ブイ」とする。
- 9.2 指示 11 に規定されるマーク 1 の新しいマークは、「黄色の円筒形ブイ」、マーク 2 の新しいマークは「ピンク色の円筒形ブイ」とする。
- 9.3 スタート・マークはスターボードの端にある信号船と以下のいずれかの間とする。  
 (1) ポート端にあるオレンジ色の樽型のブイ  
 (2) ポート端にあるレース委員会船とする。
- 9.4 フィニッシュ・マークは「青色旗」を掲げたレース委員会船とオレンジ色の樽型のブイとする。

## 10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上で「オレンジ旗」を掲揚している信号船のポールと、以下のいずれかの間とする。
- (1) ポート端にあるオレンジ色の樽型のブイ
  - (2) ポートの端にあるレース委員会船のオレンジ旗を掲げるポールの間とする。
- 10.2 [DP] [NP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・ラインの周囲 50m の範囲に入ってはならず、すでに予告信号が発せられている全ての艇を回避しなければならない。
- 10.3 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問無しに『スタートしなかった (DNS) 』と記録される。これは RRS A4 と A5 を変更している。

## 11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、レース委員会船「青色旗」を掲揚しているポールとオレンジの色のブイの間とする。

## 13. ペナルティー方式

- 13.1 付則 P を適用する。
- 13.2 RRS P2.3 を削除し、3 回目以降のペナルティーには RRS P2.2 が適用される。

## 14. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 14.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは以下のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク 1 の タイム・リミット	フィニッシュ ウィンドウ	ターゲット・ タイム
国際 470 級	70 分	20 分	15 分	45 分
国際スナイプ級	70 分	25 分	15 分	50 分

マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合、レースは中止される。

- 14.2 ターゲット・タイムどおりとならなくても救済の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。
- 14.3 RRS 30.3 及び 30.4 に違反しないで先頭艇が RRS 28.1 に従いコースを帆走してフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF) 』と記録される。これは RRS 35、A4 及び A5 を変更している。

## 15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議書は「陸上本部」で入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は、適切な締切時間内に「プロテスト委員会事務局」に提出されなければならない。
- 15.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした時刻、またはレース委員会がこれ以上レースを行わないという信号を発した時刻のどちらか遅い方から 60 分後とする。
- 15.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告が掲示される。

- 15.4 レース委員会、プロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき艇に伝えるために掲示する。
- 15.5 指示 13.1 に基づき、RRS42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。
- 15.6 審問の順序及び待機場所
  - (a) 審問は基本的に抗議受付順に行う。
  - (b) 当事者は、祝津ヨットハーバーヨットハウス 2 階に待機していなければならない。
- 15.7 RRS77、付則 G の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS60.1(a)を変更している。
- 15.8 審問の再開の要求は、次の抗議締切時刻内に提出されなければならない。
  - (a) 要求する当事者が最終日以外に判決を通告された場合には、翌日の抗議締切時刻内。
  - (b) 要求する当事者が最終日に判決を通告された場合には、通告後 30 分以内。この項は、RRS66 を変更している。
- 15.9 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは RRS62.2 を変更している。

## 16.得点

- 16.1 本大会は各クラス 1 レースの完了をもって成立する。
- 16.2 クラス別のチーム得点は、実施された全てのレースにおける各チーム 2 艇のレース得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。
- 16.3 クラス別のチーム得点がタイとなった場合には、規則 A8 の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。
- 16.4 総合得点は、両クラスに出場した大学の種目別のシリーズ得点の合計とし、より得点の低い大学を上位とする。
- 16.5 総合のレース得点がタイとなった場合は、当該チームは同順位とし、その次の順位を欠位とする。
- 16.6 RRS90.3(b)に規定された規則に基づく失格 (DNE) に対する得点は、シリーズに参加した艇数に「5」を加えた得点とする。これは RRS A4.2 を変更している。

## 17.安全規定 [NP]

- 17.1 [SP]参加艇はレース中、クラスルールに規定されている曳船用ロープを搭載しなければならない。
- 17.2 [SP]全ての参加艇は、その日の最初のレースの『乗員表』を指示 17.4(a)の出艇申告と同時に「陸上本部」に提出しなければならない。『乗員表』提出後に陸上で乗員を変更する場合は、その都度出艇前に『乗員変更届』を提出しなければならない。海上で交代した場合は「信号艇」に伝えた後、帰着後に速やかに『乗員変更届』を提出しなければならない。
- 17.3 [SP]出艇申告と帰着申告は以下のとおりとする。
  - (a) 当日のレースに出走しようとする艇は、「D 旗」の掲揚の有無に関わらず当日の第 1 レースのスタート予告信号掲揚予定時刻の 90 分前から出艇申告書』に署名してから出艇しなければならない。リタイア、レース延期や中止等による、再出艇の場合も同様とする。
  - (b) 帰着した艇は、速やかに『帰着申告書』に署名しなければならない。その日の最終レース終了後は遅くとも抗議締切時刻までに署名しなければならない。
- 17.4 [SP]レースからリタイアする艇は、海上ではできるだけ早くレース委員会またはプロテスト委員会に伝えるとともに、陸上では「陸上本部」で入手することができる『リタイア申告書』に記載し、提出しなければならない。

- 17.5 レース委員会またはプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とする危険な状態だと判断した場合は、強制的に救助活動を行うことがある。この場合、艇による救済の根拠とはならない。これは RRS60.1(b)を変更している。

## 18. 装備の交換 [SP] [NP]

- 18.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の申請は、最初の妥当な機会に、レース委員会に行わなければならない。
- 18.2 陸上で装備を交換する場合は、「陸上本部」で入手できる『装備交換申請書』を「陸上本部」に提出し、レース委員会の承認を得なければならない。
- 18.3 海上で装備を交換する場合は、予告信号以前にレース委員会船に装備の交換がある旨を伝えて承認を得て、帰着後に『装備交換申請書』をレース委員会に提出しなければならない。

## 19. 装備と計測のチェック

- 19.1 艇または装備は、規則に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
- 19.2 [SP] [NP] 海上で艇は、レース委員会により検査のために直ちに指定されたエリアに向かうことを指示される場合がある。艇はこれらの指示に従わなければならない。

## 20. 運営船

- 20.1 運営船の標識は、以下のとおりとする。
- レース委員会船：白地に黒字での RC の旗
- プロテスト委員会船：白地に黒字での JURY の旗

## 21. 支援艇 [SP] [NP]

- 21.1 支援艇はレース委員会より与えられた標識をつけなければならない。
- 21.2 チーム・リーダー、コーチその他の支援者は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコール及び中止の信号を発するまで、「艇がレースをしているエリア」の外側に、おおよそ 100m 以上離れていなければならない。ただし、指示 21.3 に基づくレース委員会の要請がある場合を除く。（【添付図 C】参照のこと。）
- 21.3 「信号船」に「数字旗 8」が掲揚された場合、全ての支援艇は救助活動に従事しなければならない。この旗は、レース中であっても掲揚されることがある。
- 21.4 支援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線を傍受してはならない。ただし、レース委員会艇に「数字旗 8」が掲揚された場合は、この限りではない。

## 22. ごみの処分

ごみは、支援艇または運営艇に渡してもよい。

## 23. 無線通信 [DP]

緊急の場合を除き、レース中の艇は、音声やデータを受信してはならず、かつ、全ての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

## 24.賞

- (a) 種目別 各クラス 1～3 位：賞状を授与する。
- (b) 団体総合 1、2 位：賞状及びトロフィーを授与する。  
3 位：賞状を授与する。

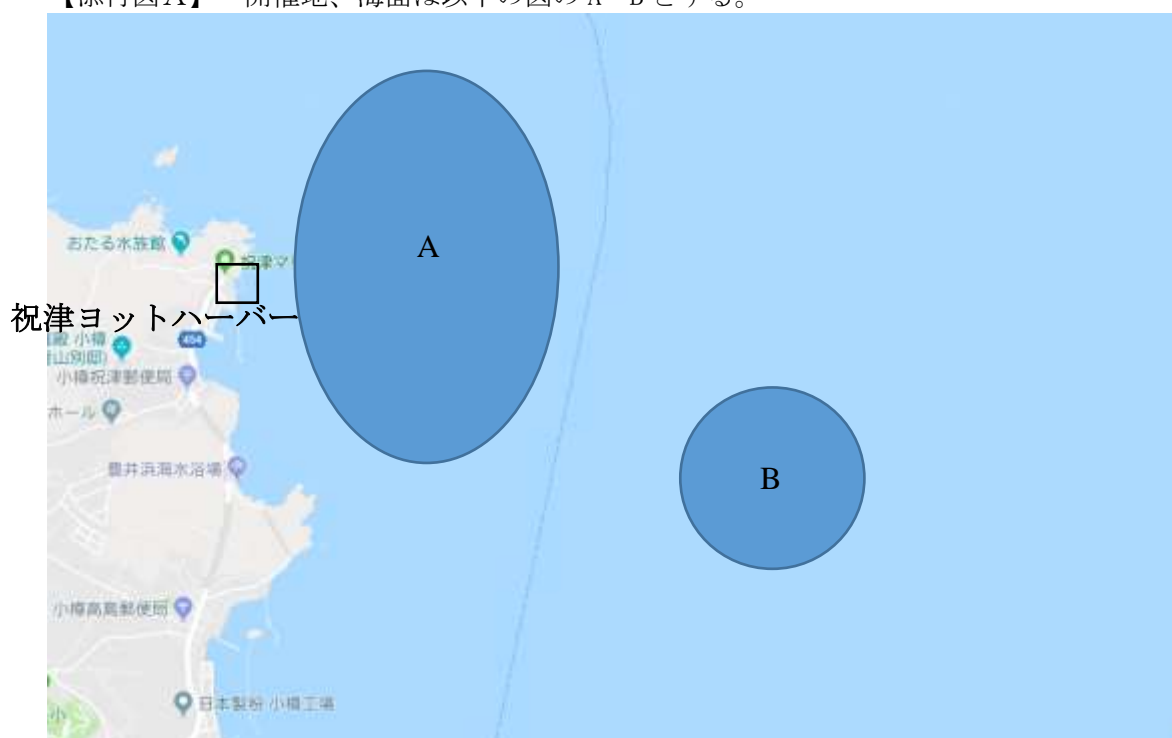
## 25.責任の否認

このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。RRS4『レースをすることの決定』を参照する。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

## 26.保険

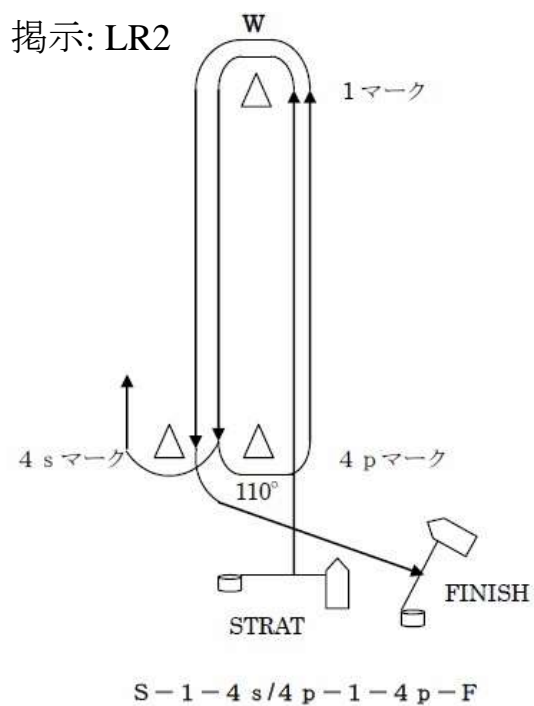
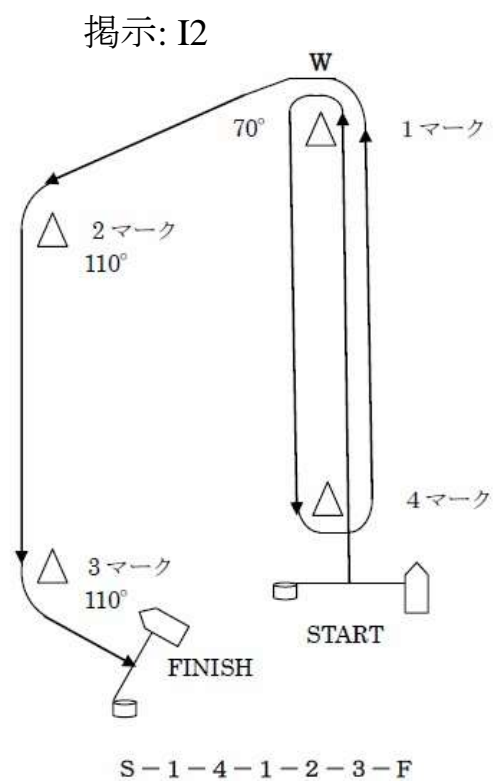
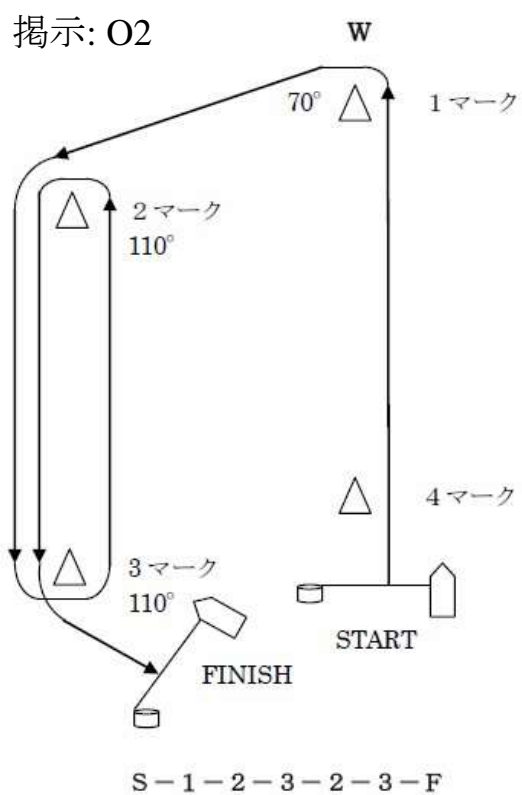
競技者は、大会期間中、有効な傷害保険に加入していなければならない。

【添付図A】 開催地、海面は以下の図のA・Bとする。



主要座標	緯度 1 度 = 緯度 60 分 = 60 海里	緯度 1 分 = 1 海里 (NM) = 1.852 KM
祝津沖水域	: 緯度 43° -13.0 N ~ 43° -14.9 N	東経 141° -01.2 E ~ 141° -03.7 E
海面 A	: 緯度 43° -13.6 N ~ 43° -14.8 N	東経 141° -01.2 E ~ 141° -02.3 E
同中心	: 緯度 43° -14.0 N ~ 43° -14.4 N	東経 141° -01.7 E
海面 B	: 緯度 43° -13.2 N ~ 43° -14.0 N	東経 141° -02.5 E ~ 141° -03.7 E
同中心	: 緯度 43° -13.6 N	東経 141° -03.0 E
協定航路		東経 141° -02.4 E
ハーバー入口	: 緯度 43° -14.1 N	東経 141° -00.9 E

【添付図 B】 コース



【添付図 C】

指示 21.2 に規定する「艇がレースをしているエリア」(コース I2、O2 の場合)

